

## 射水市寿司店等新規出店・維持応援補助金について



◎寿司を突破口としたブランディングによる関係人口増加プロジェクトの一環として、射水市内で寿司を提供する料理店の新規出店並びに当該料理店等を維持及び継承する取組を支援します。あわせて相乗効果を高めるため、アルコール類の醸造施設設立の支援を行います。

### 1. 対象事業者

市内に新規出店し、又は維持若しくは継承するもので、下表に掲げる業種を営む者であること。

大分類	中分類	細分類（番号）	備考
M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店	764 すし店	以下、「寿司店等」という。
		すし店（7641）	
		762 専門料理店（762）	
		日本料理店（7621） 料亭（7622）	
E 製造業	10 飲料・たばこ ・飼料製造業	102 酒類製造業	以下、「アルコール醸造施設」という。
		発泡性酒類製造業（1022）	
		清酒製造業（1023）	
		醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く）（1024）	
		蒸留酒類製造業（1025） 混成酒類製造業（1026）	

日本標準産業分類（令和5年7月改定）より

### 2. 補助対象経費、補助対象の条件等

#### ・寿司店等新規出店・維持機器補助

補助対象の条件等	補助対象経費	助成額
①寿司店にあつては、新湊漁港で水揚げされた魚介類を利用した富山湾寿司を常時提供すること。日本料理店又は料亭にあつては、新湊漁港で水揚げされた魚介類をはじめ、射水市産の食材を利用した料理を提供すること。 ②店舗の経営は法人又は個人事業者であり、チェーン店ではないこと。	提供する料理等の付加価値を高めるための厨房機器等の取得及び賃貸借に要する費用 例) 急速冷凍庫、高温型大型冷蔵庫等	上限500万円 ※厨房設備等の取得等に要する経費の合計額の1/2以内

## ・アルコール醸造施設新規出店設備補助

補助対象の条件等	補助対象経費	助成額
製造した製品を必ず市内飲食店に卸すこと。	アルコール醸造に必要な設備の取得及び賃貸借に対する費用	上限500万円 ※厨房設備等の取得等に要する経費の合計額の1/2以内

### 3. 注意事項

- (1) 補助事業実施にあたり、国又は県等から関連する補助金等の交付を受ける場合は、本補助金の対象とならない場合がありますので、事前にご相談ください。
- (2) 補助申請は、必ず補助事業着手前に手続きをしてください。(着手後の申請はできません。) また、当該補助申請前に支払いが完了したものについては、補助対象経費になりません。
- (3) 賃貸借費用については、補助金交付対象年度分のみを対象とします。
- (4) 補助対象経費に消費税は含みません。

### 4. 提出資料

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 事業概要
- ・ 補助事業者の認定要件を満たしていることがわかる資料
- ・ 交付申請額算出内訳書
- ・ 対象経費に係る見積書
- ・ 対象経費の認定要件を満たしていることがわかる資料
- ・ 振込口座情報
- ・ その他

### 5. お問い合わせ・書類提出先

〒939-0341 富山県射水市三ヶ 2602 番地 (アル・プラザ小杉 2 階 Switch IMIZU 内)

射水市役所 商工企業立地課 商工労政係 TEL : 0766-51-6675 FAX : 0766-57-1105

メールアドレス : kigyuu@city.imizu.lg.jp

ホームページ URL : <https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=53180>